地方公共団体実行計画（事務事業編）策定のご案内

■地方公共団体実行計画（事務事業編）策定の必要性について

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されているほか、我が国においても平均気温の上昇、短時間強雨や強風等による被害、農作物や生態系への影響等が観測されています。

2015年にパリ（フランス）で採択され、2016年11月に発効した「パリ協定」では、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げ、全ての国が参加して地球温暖化対策に取り組むことが示されています。

また、2021年10月22日に閣議決定された国の「地球温暖化対策計画」では、地方公共団体が属する「業務その他部門」の温室効果ガス排出削減量の目安として、2030年度に－51%（2013年度比）を掲げるとともに、地方公共団体の役割として、自ら率先的な取組を行うことにより、区域の事業者・住民の模範となることを目指すべきであるとされています。

地方公共団体並びに地方公共団体の組合は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に基づき、実施する事務及び事業に関し、温室効果ガス排出量の削減等のための措置に関する計画（＝「事務事業編」）を策定・公表することが義務付けられています。

▲ 地球温暖化対策の推進に関する法律第21条（抜粋）

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

■当協会の事務事業編策定に関する支援について

当協会は、福岡県地球温暖化防止活動推進センターに指定されており、当協会には地球温暖化対策に関する幅広い知識と経験を持ったスタッフが多数在籍しています。事務事業編策定に際し、庁内の温室効果ガス排出量調査を実施し、地方公共団体やその組合の特徴を踏まえた対策やその点検方法などの検討をお手伝いします。

お気軽にご相談下さい。

一般財団法人
九州環境管理協会

■計画策定の手順

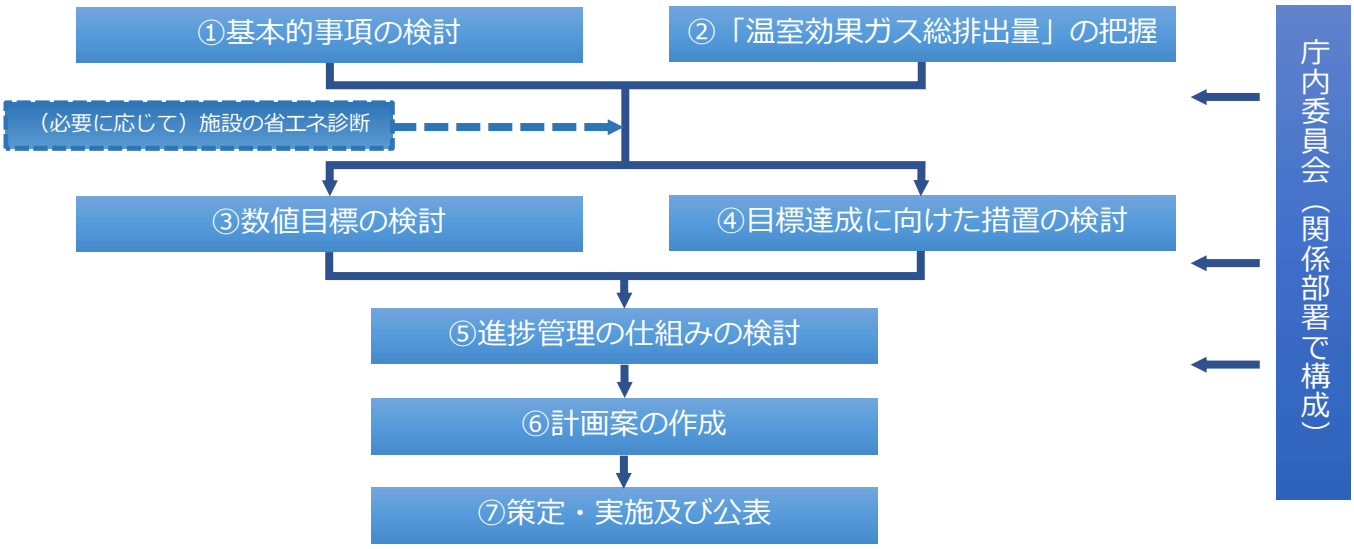

▲ 計画策定の概要

①基本的事項の検討	計画の位置づけ、期間、基準年度・目標年度、対象範囲の検討
②温室効果ガス総排出量の把握	事務・事業に伴う温室効果ガス総排出量の算定
③数値目標の検討	温室効果ガス削減目標等の検討
④目標達成に向けた措置の検討	削減目標を達成するための具体的な措置の検討
⑤進捗管理の仕組みの検討	推進体制や点検・評価方法、研修等の検討
⑥計画案の作成	計画案の作成
⑦策定・実施及び公表	計画の策定・実施、公表

■事務事業編策定支援業務の実績

福岡県内	宇美町、苅田町、久山町、筑前町、中間市、田川市、新宮町、那珂川町、太宰府市、宗像市、宮若市、志免町、春日市、筑紫野市、田川地区斎場組合、大野城大宰府環境施設組合、春日那珂川水道企業団
佐賀県内	吉野ヶ里町
大分県内	国東市、宇佐市
熊本県内	御船町、大津町、山都町、南関町、岱明町、阿蘇広域行政事務組合

一般財団法人
九州環境管理協会
〒813-0004　福岡市東区松香台1-10-1
TEL 092-662-0410（代表）　092-662-0448（環境計画課）
FAX 092-662-0411（代表）　092-662-0424（環境計画課）
e-mail:syougai@keea.or.jp　https://keea.or.jp/

調査・計画担当：環境部　環境計画課
料金・見積担当：総務部　渉外課